

TOKYO働き方改革宣言

従業員一人一人のワーク・ライフバランスに配慮し、仕事もプライベートも充実できる働きやすい環境づくりに取り組めます。

令和2年11月27日
尾上千晶税理士事務所

目標

働き方の改善

それぞれのワークバランスに合わせて柔軟に対応し、一か月あたりの平均法定外労働時間数2時間以下をめざします。

休み方の改善

年5日の有休取得義務化分に加えて3日～5日取得できるようにし、年次有給休暇平均取得率80%をめざします。

取組内容

働き方の改善

来年4月から、社員全員についてそれぞれの都合を考慮し、希望により従来の所定労働時間9:00～17:00を8:30～16:30と30分前倒しできる時差出勤制度を取り入れ、就業規則に明文化していきます。

休み方の改善

社員全員について、毎年確定申告後の3月と夏季にそれぞれ3日間、希望する日に有給休暇を付与します。記念日等有給休暇制度をとり入れ、就業規則に明文化していきます。